

○予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて(依命通達)

(平成11年4月1日施第518号会計課長、施設課長依命通達、本省局部課長、所管各庁の長宛て)

改正 平14. 4. 1会 579
平15. 4. 1施 581
平21. 4. 8施 611
平21. 6.29施 981
平25. 5.20施 898
平25.11. 1施1852
平28. 3.30施 346
平29. 4.28施1433
令元. 7. 3施 408
令 4. 3.18施 386
令 5. 3.30施 98
令 6. 9. 5施1624

工事又は製造その他の請負契約を競争入札に付した場合において、その際の最低入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第85条に規定する基準を定める法務省所管契約事務取扱規程の一部を改正する訓令（平成14年法務省会訓第578号大臣訓令）の施行に伴い、これに関する取扱いを下記のように定めたので、その適切な実施に配意願います。

記

1 調査基準価格

- (1) 工事又は製造その他の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。以下同じ。）を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令。以下「契約規程」という。）第29条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。この場合において、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」に記載された予定価格の下に調査基準価格及び調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を記載するものとする。

(2) 工事の請負契約について、契約規程第29条第1号により契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、以下によるものとする。

ア 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(ア) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

なお、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については、(ア)の直接工事費の算定方法は、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、(ウ)の現場管理費の算定方法は、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

イ 特別な工事については、アの算定方法にかかわらず予定価格に10分の8を乗じて得た額とするものとする。

(3) (2)イの特別な工事とは、次に掲げる工事とする。

ア 書架工事

イ 建具工事

ウ 取壊し工事

エ 自家発電又は受変電設備工事

オ 構内交換設備工事

カ 昇降機又は搬送設備工事

キ 冷凍機又はボイラー設備工事

ク 予定価格算出の際に、共通費を共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等に区分して算出することが困難な工事

ケ その他上記に類する工事

(4) 製造その他の請負契約について、契約規程第29条第2号により契約ごとに10分の6から10分の8.5までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、以下によるものとする。

ア 測量に係る契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。

(ア) 直接測量費の額

(イ) 測量調査費の額

(ウ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

イ 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。

(ア) 直接人件費の額

(イ) ①建築関係の建設コンサルタント業務においては、特別経費の額、②土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、直接経費の額

(ウ) ①建築関係の建設コンサルタント業務においては、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額、②土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

(エ) ①建築関係の建設コンサルタント業務においては、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額、②土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ウ 地質調査業務の委託に係る契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

(ア) 直接人件費の額

(イ) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

(ウ) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

(エ) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

エ 製造その他の請負契約（測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。）については、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合とする。

2 入札の執行

(1) 入札参加者に対しては、入札説明会及び入札の執行の際に次の事項を説明するものとする。

なお、工事の請負契約の場合、法務省競争入札心得（建設工事）（法務省所管工

事取扱規程（平成元年法務省営訓第436号大臣訓令）様式例第3号様式に掲げるものをいう。）を熟読することを促すこと。

ア 令第85条に定める基準があること。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の次項に規定する入札終了の方法及び4に規定する調査結果の通知方法

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

エ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、令第86条第1項の規定に基づく調査に協力しなければならないこと。

(2) 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

3 調査の実施

調査基準価格を下回る入札が行われたときは、令第86条第1項に規定により、次に掲げる事項について、最低価格入札者から事情聴取及び関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) 契約規程第6条第1項に規定する工事の請負契約の場合

ア その価格により入札した理由。この場合、必要に応じて、入札価格の内訳書を徴するものとする。

イ 契約対象工事付近における手持工事の状況

ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況

エ 契約対象工事場所と最低価格入札者の事業所、倉庫等との関連

オ 手持資材の状況

カ 資材購入先及び購入先と最低価格入札者との関係

キ 手持機械の状況

ク 労務者の具体的供給見通し

ケ 過去に施工した公共工事名及びその発注者

コ 経営内容

サ 契約対象工事の第1次下請負契約予定者名及びその契約予定金額

シ アからサまでの事情聴取した結果についての調査検討

ス ケの公共工事のうち法務省が発注した工事の成績状況

セ 経営状況

ソ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の有無及び下請代金の支払遅延の有無等）

タ その他の必要な事項

(2) 製造その他の請負契約の場合

ア 契約規程第6条第1項に規定する業務の請負契約の場合

- (ア) その価格により入札した理由。この場合、必要に応じて、入札価格の内訳書を徴するものとする。
- (イ) 契約対象業務の履行体制
- (ウ) 契約対象業務に関連した手持業務の状況
- (エ) 手持機械の状況
- (オ) 過去に実施した公共事業に係る業務名及びその発注者
- (カ) 経営内容
- (キ) (ア)から(カ)までの事情聴取した結果についての調査検討
- (ク) (オ)の公共事業に係る業務のうち法務省が発注した工事の成績状況
- (ケ) 経営状況
- (コ) 信用状況（測量法違反等の有無、賃金不払いの有無及び下請代金の支払遅延の有無等）
- (サ) その他必要な事項

イ 前記ア以外の製造その他の請負契約の場合

- (ア) その価格により入札した理由及びその積算の妥当性
- (イ) 当該契約の履行体制及び契約期間中における他の契約請負状況
- (ウ) 手持機械等の状況
- (エ) 国及び地方公共団体等における契約の履行状況
- (オ) 経営内容
- (カ) (ア)から(オ)までの事情聴取した結果についての調査検討
- (キ) 信用状態
- (ク) その他必要な事項

4 落札者の決定

- (1) 3の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者と決定し、その旨を最低価格入札者に通知するとともに、他の入札者全員に同様の通知を行うものとする。
- (2) 3の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、令第86条第2項の規定により、その調査の結果及び意見を記載した書面を4通作成の上、契約審査委員（令第69条第1項に基づき契約規程別表第2において指定された者をいう。以下同じ。）に提出し、その意見を求めるものとする。
- (3) 前項の規定により契約審査委員に意見を求めた結果、2名以上の意見が自己の意

見と同一であったときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。また、2名以上の意見が自己の意見と異なった場合であっても、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができるものとする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、3以降と同様の手続によるものとする。

(4) 次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とならなかった旨及びその理由、また、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、他の入札者全員に次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

5 財務大臣及び会計検査院への書面の提出

次順位者を落札者としたときは、令第90条第1号の規定により、3の調査結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを3部（それぞれ財務大臣、財務大臣及び会計検査院長あてとする。）財務大臣に提出するものとする。

6 工事の監督及び検査

3(1)の調査を行った場合であって、その対象者を落札者と決定した工事の監督及び検査については、平成13年12月3日付け法務省施第1354号会計課長・施設課長依命通達「工事現場における適正な施工体制の確保等について」及び平成13年12月3日付け法務省施第1355号会計課長・施設課長通知「工事現場における適正な施工体制の確保等の運用について」に基づき、重点点検対象工事として重点的に点検するものとする。

附 則(平成21年4月8日付け法務省施第611号)

本件取扱いは、平成21年4月8日以降に入札公告等を行う法務省所管に係る工事についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

附 則(平成21年6月29日付け法務省施第981号)

本件取扱いは、平成21年7月1日以降に入札公告等を行う法務省所管に係る工事についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

附 則(平成25年5月20日付け法務省施第898号)

本件取扱いは、平成25年6月3日以降に入札公告を行う法務省所管に係る工事についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

[改正時注記(平25.11.1施1852)]

本通達による取扱いは、平成25年10月1日以降に締結する工事の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限り、かつ、工期末が平成26年3月31日以前のものを除く。)及び平成26年4月1日以後に締結する製造その他の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。以下同じ。)について、平成25年10月1日から適用することとし、平成26年3月31日以前に締結する製造その他の請負契約については、なお従前の例によることとする。

附 則(平成28年3月30日付け法務省施第346号)

本件取扱いは、平成28年4月1日以降に入札公告を行う法務省所管に係る工事についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

附 則(平成29年4月28日付け法務省施第1433号)

本件取扱いは、平成29年6月1日以降に入札公告を行う法務省所管に係る工事についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

附 則(令和元年7月3日付け法務省施第408号)

- 1 本件取扱いは、記1(1)のうち「110分の100」に改める部分及び同(2)のうち「100分の110」に改める部分を除き、令和元年7月16日以降に入札公告を行う法務省所管に係る工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。ただし、同(4)のうち「100分の110」と定める部分については、令和元年9月30日まで「100分の108」として適用する。
- 2 記1(1)のうち「110分の100」に改める部分、同(2)のうち「100分の110」に改める部分及び同(4)のうち「100分の110」と定める部分については、令和元年10月1日以降に締結する法務省所管に係る工事又は製造その他の請負契約(平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが令和元年10月1日以降になされるものを含む。)から適用する。

附 則(令和4年3月18日付け法務省施第386号)

本件取扱いは、令和4年4月1日以降に入札公告を行う法務省所管に係る工事についての請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)の入札から適用する。

附 則(令和5年3月30日付け法務省施第98号)

本件取扱いは、令和5年4月1日以降に公告を行う工事から適用する。

附 則(令和6年9月5日付け法務省施第1624号)

本件取扱いは、令和6年10月1日以降に入札公告を行う法務省所管に係る工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。